

# 諫早市文化関係大会激励金・奨励金交付要領

令和8年6月1日制定

## 1 激励金・奨励金交付の目的

文化芸術等の各分野において、優秀な成績を収め長崎県を代表して九州・全国・国際大会等へ出場する次の世代を担う若者へ激励金・奨励金を交付することにより、本市の文化芸術の振興を図る。

## 2 激励金・奨励金の交付基準

### (1) 交付対象者

- ① 諫早市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍又は諫早市内に在住する児童生徒のうち、長崎県代表として「(2) 交付対象となる大会」に出場する者。
  - ② 交付対象となる児童生徒の大会出場に引率する指導者。  
なお、引率する指導者とは、諫早市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍又は諫早市内に在住し、年間を通じ学校等で指導監督にあたる者をいい、交付対象となるのは1人のみとする。
  - ③ 国民文化祭・全国障害者芸術文化祭にて主催者の推薦等を受けて出場する諫早市内に在住する者。
- ※ 同一大会について、団体・個人の重複交付は認めない。

### (2) 交付対象となる大会

- ① 市、県、九州等の地区予選又は選考を経て出場する九州大会、西日本大会、全国大会
- ② 地区予選又は選考を経ずに出場した九州大会、西日本大会、全国大会と同等の大会（上位3位以内に入賞した者に限る）
- ③ 国民文化祭・全国障害者芸術文化祭
- ④ ①～③のほか、市長が特に必要と認めたもの
- ⑤ ①～③の基準にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
  - ・ 実業団を対象とした大会
  - ・ 出場範囲を職場、職域等に限定して実施する大会
  - ・ 応募者の全てが出場できる大会（自由参加による大会）  
（ただし、応募者の全てが出場できる大会にて優秀な成績を収め、長崎県を代表して九州大会、西日本大会、全国大会と同等の大会に出場する場合は交付の対象とする。）
  - ・ 長崎県中学校総合文化祭及び長崎県中学校文化連盟全国大会等派遣費補助金交付要綱に規定する大会
  - ・ 特定の個人または会社の利益を目的とするなど、公益性が低い大会

### (3) 交付回数

同一の大会について、激励金・奨励金の交付は当該年度中2回までとする。  
（例：九州大会と西日本大会又は九州大会と全国大会）

#### (4) 激励金・奨励金の額

交付対象者		支給金額		
		九州大会	西日本大会	全国大会
小・中学生		5,000 円	5,000 円	10,000 円
高校生		—	—	10,000 円
指導者	小・中学校	5,000 円	5,000 円	10,000 円
	高等学校	—	—	10,000 円

※国民文化祭・全国障害者芸術文化祭にかかる交付額は一律 5,000 円とする。

- ① 支給額は、児童生徒一人当りの額とする。
- ② 団体の場合は、出場者数に上記支給額を乗じた額とする。  
ただし、支給対象者数は指導者を含み 10 人までとする。
- ③ 九州大会より出場対象地域が広いブロック大会（例：西日本大会等）で当該大会の最高位のものについては、全国大会と同等とする。
- ④ 市長が特に必要と認めた大会については、支給額を別途定める場合がある。

#### (5) 激励金・奨励金の返還

激励金・奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、原則として激励金・奨励金の返還を求める。

- ・ 本人の都合により、大会に出場しなかったとき。ただし、やむを得ない場合を除く。
- ・ 不正な方法により、激励金・奨励金の交付を受けたとき。

#### (6) 国際大会の場合

別途定めることとする。

#### (7) その他

団体として出場する場合の激励金・奨励金については団体に交付し、代表者に支払う。

### 3 激励金・奨励金の交付にかかる手続き

#### (1) 申請手続き

次の関係書類を文化振興課へ提出する

- ① 申請書【様式 1】
- ② 大会等に出場することを証明する書類（推薦書等）
- ③ 大会等開催要項
- ④ 行程表
- ⑤ 出場結果報告書【様式 2】
- ⑥ 出場結果が分かる書類

#### (2) 交付の流れ

- ① 文化振興課へ申請書類を提出

(〒 8 5 4 - 8 6 0 1 長崎県諫早市東小路町 7 - 1 諫早市文化振興課宛)

- ② 文化振興課において申請書類の受付、審査
- ③ 交付決定の通知書を送付
- ④ 指定口座又は窓口にて激励金・奨励金の交付

(3) 申請期間

大会出場が決まった日から大会終了後の30日後まで

(4) その他

この申請は電子申請にて行うことができる。

※ただし、申請者と振込先の口座名義人が異なる場合に提出する委任状は、別途原本の提出を必要とする。

附 記

この要領は、令和8年6月1日から施行する。